

法令等改正情報

主な法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（8月20日現在）
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について 令和6年7月5日閣議決定 令和7年4月1日施行	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第9回締約国会議（平成31年4月～令和元年5月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、「PFOAの分枝異性体又はその塩」及び「PFOA関連物質」を指定すること等について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正を行った。 https://www.env.go.jp/press/press_03409.html
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について 令和6年6月19日公布 令和7年4月1日施行（一部除く）	国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジット制度の実施体制を強化するための規定を整備するとともに、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等の措置を講ずること等について地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正した。 https://www.env.go.jp/press/press_02855.html
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 令和6年5月29日公布 （公布日から1年6月以内に施行）	効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、先進的な再資源化事業に対し国の認定制度を創設し、廃棄物処理法の許可が不要になる特例措置を設けるほか、産業廃棄物の取扱い量が一定以上の処分業者に対し、再資源化の実施状況の報告を義務付けた。 https://www.env.go.jp/press/press_02916.html
第六次環境基本計画の閣議決定について 令和6年5月21日閣議決定	環境基本法に基づき政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める環境基本計画について、中央環境審議会の答申を受け、第六次環境基本計画を閣議決定した。 【環境基本計画のポイント】 ・第一次環境基本計画が策定されてからちょうど30年という節目に策定される環境基本計画であり、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた、という点が大きな特徴。 ・現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出した。 https://www.env.go.jp/press/press_03210.html
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布について 令和6年4月19日公布 令和6年4月19日施行	P C B除去方法としてC D P洗浄法を新たに追加（告示改正）した上で、現行の低濃度P C B廃棄物（廃油）の該当基準（省令第2条）が0.5mg/kg以下であることを踏まえ、省令第5条を改正し、該当基準を0.3mg/kgから0.5mg/kg以下に改めた。 https://www.env.go.jp/press/press_03071.html
環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部改正について 令和6年3月13日公布 令和7年4月1日施行	令和6年1月25日に水質汚濁防止法に基づく排水水の排出に係る基準のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められたことを踏まえ、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）の40号に定める項目の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めた。 https://www.env.go.jp/press/press_02894.html

法令等の名称	改正の概要（8月20日現在）
環境大臣が定める排水基準に係る 検定方法等の一部改正について 令和6年2月5日公布 令和6年4月1日施行	令和4年4月に環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「六価クロム」に係る基準値が見直されたことを踏まえ、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等を定める告示に関して、所要の改正を行った。 併せて、「六価クロム化合物」に係る検定法を定める告示に関して、所要の改正を行った。 https://www.env.go.jp/press/press_02720.html
大気汚染防止法施行規則の一部改正について 令和5年6月23日公布 令和8年1月1日施行	解体工事の元請業者及び自主施行者は、建築物その他工作物の解体等工事において、特定建築材料（吹付け石綿等）の使用の有無等について事前調査をすることが定められている。 現在、建築物の事前調査については有資格者による実施が定められているが、令和8年1月1日以降は工作物の事前調査についても有資格者による事前調査が義務付けられる。 https://www.env.go.jp/press/press_01756.html